平成２９年（フ）第４２２号
広島市安佐北区亀山南３丁目15番39―９号
債務者　青野　由美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０７号
広島市東区戸坂山根２丁目１番32―905号
債務者　廣澤　　実
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０号
広島県尾道市向東町9203番地32
債務者　香川　志緒
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第５６号
広島県世羅郡世羅町大字西上原232番地１
債務者　石川　和男
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１２３号
徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境97番地１　イルソーレ北島　405号、旧住所兵庫県姫路市夢前町前之庄760番地50
債務者　松原　直子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６号
愛媛県松山市星岡２丁目２番18号　コーポ星岡７号
債務者　古場　幸夫
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
愛媛県松山市福音寺町228番地25　みのりハイツ４階東
債務者　東倉　由海
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６１号
愛媛県松山市水泥町364番地３
債務者　上野山富美江
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６７号
熊本市西区花園４丁目８番65号　プロローグ花園202
債務者　中尾　祐司
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８５号
宮崎市清武町池田台１番地１
債務者　原　　淳一
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市南林寺町20番33号　コンドミニアム天文館南102号
債務者　湯之上眞紀
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
熊本県熊本市西区島崎２丁目３―11　ミスギハイツ202、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市明和４丁目16番Ａ－３―613号
債務者　川田　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０号
岩手県花巻市浅沢111番地45
債務者　照井　清孝
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３１号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字浪形132番地１
債務者　大宮　里奈
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第６２号
茨城県牛久市牛久町2492　エルディム宮崎203、住民票上の住所茨城県土浦市真鍋４丁目10番17号　サンハイツＣ201
債務者　佐藤　幸一（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
茨城県牛久市南２丁目29番地16（牛久ロイヤルヴィラＣ棟２号）
債務者　濱野　　茂
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係